

平成 29 年第 6 回浅口市教育委員会議事録

1. 招集日時 平成 29 年 5 月 11 日 (木)
2. 場 所 中央公民館第 1 会議室
3. 開 会 午後 1 時 30 分
4. 閉 会 午後 2 時 20 分
5. 出席者 中野留美 山田篤 原田玲子 中務美保子 藤澤弘幸
6. 説明のために出席した者の氏名
教育次長 櫛田忠 教育総務課長 難波勝敏
学校教育課長 原田英明 こども未来課長 川手泉
文化振興課長 小山朋子 生涯学習課長 清水真
金光分室長 清水房恵 寄島分室長 田中太志
学校給食センター所長 石田康雄
教育総務課 山崎友紀 (事務局)
7. 傍聴人 なし
8. 議 事
日程 1 議事録署名委員について
浅口市教育委員会議規則第 29 条により藤澤委員を指名。
(了承)
日程 2 会期について
本日 5 月 11 日の 1 日会期
(承認)
日程 3 議案第 28 号 準要保護の認定について
(学校教育課長)
資料により説明。
(教育委員)
生活保護を受けていても就学援助を受けることができるの

か。

(学校教育課長)

生活保護法に規定する教育扶助を受けている保護者に対しては、修学旅行費と医療費に限り就学援助費を支給することができる。

また、今回の申請者の中に他市の小学校に通っているご家庭があるが、居住地は市内である。

(教育次長)

就学援助規則というのは市の教育委員会が定めるが、浅口市の規則では、援助対象者を市内の学校に限っていない。「就学援助を受けることができる者は、学校に在学し」としており、市民への援助として広く対象者を定めた規則を作っている。

(教育委員)

他市へ就学援助を申請することもできるのか。

(教育次長)

できる。

(教育長)

ただし、重複して受給することはできない。

(教育次長)

就学援助費は、学校へ振り込む。学校を経由することで重複受給を防いでいる。

(承認)

日程 4 諸般の報告について

(教育総務課長)

平成 28 年度教育に関する事務の執行状況の点検・評価について、資料により説明。

(教育次長)

何かご意見があれば、明日の臨時会で教えていただくこととしてはどうか。

(全委員)

了承。

(学校教育課長)

学校現場の働き方改革に向けて、資料により説明。

(教育委員)

中学校で「部活動休養日を設定します」とあるが、現在、平日に1日設けているが、それ以外にプラスで設定するということか。

(学校教育課長)

平日で1日、土日で1日設けることを目標とするもの。

(教育委員)

もう一点、国や県が行う勤務実態調査があるが、市独自で実態調査をしたことがあるか。どれくらいの数値が出たか。

(学校教育課長)

鴨方東小学校で時間外業務が、平均180分程度あると聞いている。

(教育次長)

先般市町村の教育長会があり、その中でも部活動の休養日の設定について議論があり、徹底していくよう教育長から話があった。

勤務時間の実態だが、タイムカード等個々の退庁時間を記録するものがないので、調査を行う一定期間の状況しか分らない。

(教育長)

浅口市は市独自に6月と2月に調査を行っている。校長会において、どれくらい減ってきているか、またその効果を検証するようにしている。

(教育次長)

教育長会の中で、学校閉庁日についても議論になった。今年は、県下統一してお盆の3日間で一斉にやっという話になった。また通知が来ればお知らせする。

(教育長)

この働き方改革に向けてのメッセージの中で、「子どもと向き合う時間の確保」ではなく「子どもと向き合う時間の質の確保」と表記することにした。

(学校教育課長)

平成30年度使用小学校用「特別の教科 道徳」教科書の見本の展示について、資料により説明。

日程 5 その他について

(学校教育課長)

学校訪問について依頼。

市内7小学校運動会について依頼。

小学校及び中学校の学校経営ヒアリングについて依頼。

次回教育員会議

(臨時会)

平成29年5月12日(木) 16時00分～ 中央公民館第3会議室

(定例会)

平成29年6月27日(火) 16時00分～ 中央公民館第3会議室

平成29年6月27日

浅口市教育委員会

教育長 中野留美

委員 藤澤弘幸

作成職員 山崎友紀